

# 中野区教育委員会会議録

令和4年第31回定例会

令和4年10月14日

中野区教育委員会

令和4年第31回中野区教育委員会定例会

○日時

令和4年10月14日（金曜日）

開会 午前 10時00分

閉会 午前 10時35分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 岡本 淳之

教育委員会委員 村杉 寛子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○出席職員

教育委員会事務局次長 青山 敬一郎

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

濱口 求

指導室長 齊藤 光司

学校教育課長 松原 弘宜

中野区児童相談所副所長 神谷 万美

子ども・若者相談課長 半田 浩之

○書記

教育委員会係長 香月 俊介

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 岡本 淳之

○傍聴者数

4人

○議事日程

1 報告事項

(1) 事務局報告

①中野区児童相談所の運営状況について（児童福祉課）

②児童虐待防止推進月間の取組みについて（子ども・若者相談課）

## ○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

それでは、定足数に達しましたので、教育委員会第 31 回定例会を開会いたします。

議事に入ります。

本日の会議録署名委員は岡本委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

なお本日は、事務局報告の 1 番目に関連しまして、中野区児童相談所の神谷副所長に、事務局報告の 2 番目に関連して、子ども・若者相談課の半田課長に、それぞれご出席をいただいておりますので、ご承知おきください。

それでは、日程に入ります。

### <教育長及び委員活動報告>

入野教育長

報告事項に入ります。

教育長及び委員活動報告につきまして、事務局から報告する事項は特にございませんが、各委員から活動報告がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

村杉委員

先週末に、日本アレルギー学会がありまして、アナフィラキシーのほうのセッションに参加してまいりました。

近年、ナッツアレルギーが増えているということで、その中でも、特にクルミ、カシューナッツが増えていると。クルミに関しては、来年の 3 月から表示の義務化がされるそうです。カシューナッツに関しても、その後検討されていくそうです。

私、昨日、就学時健診でお手伝いしてまいりましたが、やはり食物アレルギーのある子は数名いらっしゃいまして、確かにクルミアレルギーも 2 名か 3 名いました。

もちろん学校生活管理指導表をしっかりと出していただいて、除去をしっかりと、誤食のないように気をつけていく。万が一、誤食があった場合には、先生方も毎年エピペンの講習会をされていると思いますが、ちゅうちょせずに、エピペンを打っていただく。そのときに、やはり体位の変換をしないほうがいいと。子どもを動かさないほうがいいということを書いていらっしゃいました。

また近年、運動誘発アナフィラキシーというのも増えているということで、小麦はとて

も有名なのですが、給食で小麦、パン、パスタを食べて、5時間目の体育の授業のときに、アナフィラキシーを起こすというのがあります、それが果物で起こることが増えてきたという、そのようなご報告がありました。

以上報告させていただきます。

入野教育長

ありがとうございます。アレルギーに関しましては、お話のように、学校でいろいろ取り組んでおりますが、今後も強化をしていく予定でございます。

よろしく願いいたします。

岡本委員

9月なのですけれど、住んでいる地域で、子ども向けのイベントが3年ぶりぐらいに開催されました。小5の我が子は、残念ながら参加しなかったのですけれど、私PTA枠でボランティアをしてきました。

やっぱり子どもがなかなか日常では味わえない体験、地域の子ども、ほかの学校の子どもも来ますし、地域の大人たちと知り合いながら、イベントをしていく。本当に素晴らしいことだなと思いました。大人同士の交流も深まりますし、地域の力というのを間違いなく感じた1日でした。

これから中野型コミュニティ・スクール、取組が少しずつ広がっていくと思いますけれども、つい学校メインで考えがちなのですけれども、それ以外にも子どもの育ち、学びの場というのは、地域に本当にたくさんあって、そういったものもコミュニティの中で広がって、充実していくといいなと感じた次第です。

もう一つ、コミュニティ・スクールと関連した話題かと思うのですけれども、先日ある方にお話を伺ったのですが、「保護者と学校の関係ってどう思いますか」という質問をしましたら、保護者はもう学校の中の一員だとおっしゃったのですね。一般的には子どもと先生方、職員の方々が学校だと思いがちなのですけれど、私はそこにもう保護者も入っているのだと思っています。保護者は、自分たちはいつも外ににいると思っているので、お手伝いをする機会があれば、PTAとしたら、ちょっとやらされ感が出てしまうとか、そういう意識になってしまうのですけれども、一員だと思えば、保護者も前向きになれるし、学校もともに子どもたちを育てるパートナーとして、いろいろ活動ができるのではないかというお話でした。

これも今後のコミュニティ・スクールの話を考えるときに当たって、参考になるかなと

思っ、共有させていただきます。

以上です。

入野教育長

ありがとうございます。他にご発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

発言がありませんので、委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

入野教育長

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目、「中野区児童相談所の運営状況について」の報告をお願いいたします。

児童相談所副所長

それでは、私のほうから、中野区児童相談所の運営状況につきまして、資料に基づいてご説明を申し上げます。

区は、令和4年4月1日に児童相談所のほうを開設いたしました。これによりまして、市区町村の子ども・家庭相談機能に加えて、子どもの一時保護や措置などの法的権限を有することによる一貫して迅速な児童虐待等への対応を行い、また地域と連携したきめ細かい支援を実施できる体制となっております。

開設から7月末現在の運営状況につきまして、ご報告申し上げます。

まず一つ目、児童相談所の相談受付状況でございます。

(1)新規受付件数、こちらの表は、4月からの受付件数を月ごとに示してございます。月ごとの受入件数及び虐待対応件数につきましては、ごらんのとおりでございます。

年間の想定といたしましては、受付が1,500、うち虐待通告等が1,000程度と見込んでおりまして、こちらは設置前の想定数とおおむね同等と考えてございます。

なお、参考に令和3年度の中野区子ども家庭支援センターで受け付けた件数、そして令和2年度東京都杉並児童相談所で、中野地区として受け付けた件数について表記してございますので、ご参照いただければと思います。

(2)前年度からの引き継ぎ件数でございます。

東京都杉並児童相談所から移管した件数につきましては229件、うち虐待相談が86件でございました。また区の子ども家庭支援センターから継続した件数につきましては130件、うち虐待相談が92件となっております。

ですので、4月1日のスタート時には、合計して359件、そしてうち虐待相談が178件ということで開始しております。

続きまして、一時保護の実施状況でございます。

(1)月別一時保護件数、こちらは当該月に新たに一時保護になった児童数を示してございます。月ごとの数値については、ごらんいただければと思いますが、所内の一時保護につきまして、6月が11件ということで、この表の中ではピークになってございます。数日程度定員を超過するという日もございました。そうした場合には、その下段にあります一時保護委託という形で、他区あるいは児童養護施設等に保護委託を行って、超過の時間が長期にわたらないような対応をしているところでございます。

次のページにまいりまして、保護に関する乳幼児・学齢女子・学齢男子の内訳でございます。ごらんいただきますと、学齢女子について、コンスタントに入所が続いているような状況がございます。

(2)新規入所における警察からの身柄付通告件数と割合でございます。こちらは11件、30.6%となっております。令和2年度の東京都全体の数字でいきますと、この割合が7割程度となっておりますので、区の子童相談所としての判断で保護している割合が増えていると考えてございます。

(3)退所者の平均保護日数でございます。こちらは26.5日になってございます。令和2年度の東京都全体の数字が42.6日となっておりますので、大分少ない数字にはなっています。ただ、こちらは7月までの数字になっておりまして、7月まではおおむね家庭に復帰したお子さんになってございますので、家庭復帰に関しては速やかに行われているのかなと認識してございます。

(4)在籍校への登校児童人数でございます。こちらは所属別児童人数といたしまして、小学生の方が1名、中学生2名、高校生2名を実施しております。またこのほかに、一時保護所内における学習支援につきましては、児童ごとに在籍校と学習状況などの情報共有をいたしまして、個々の状態に合わせた対応のほうを行っているところでございます。

続いて3、愛の手帳の進達の状況でございます。こちらの事務は、5月から発生しております。ごらんの件数になってございまして、こちらも設置前に想定した件数と同等の数値になってございます。

#### 4、社会的養護の実施状況でございます。

(1)児童養護施設等の措置児童人員でございます。里親委託が12件、乳児院が9件、児

童養護施設等が 54 件となっております。

(2) 区内の里親登録家庭数でございます。養育家庭が 17 家庭、養子縁組家庭が 8 家庭、養育家庭のうち 10 家庭は既に委託を受けているという形になってございます。

続いて 5、専門的対応の実施状況でございます。

(1) 医学相談。児童精神科医等が、子どもや保護者等への医学的な診断、あるいは職員等への助言等を行っているところでございます。実施回数が 25 回、延べ件数としては 40 件対応してございます。

次のページにいきまして(2)、法的対応相談でございます。法的対応専門員、こちら弁護士の方が担っておりますが、そちらが法的な知見を要する案件につきまして、職員の助言等行っているところです。実施回数は 16 回、延べ件数が 48 件となっております。

(3) 児童相談専門支援でございます。児童相談専門支援員が、子どもや保護者等の環境が複雑で、専門的な見立てが必要な案件ですとか、児童相談所運営全体について、助言を行っているところでございます。実施回数が 9 回、実施件数が 27 件でございます。

続いて、最後に権利擁護の取組でございます。

(1) 児童養護施設等措置児童に関しての取組でございます。こちらにつきましては、子どもの権利、意見表明等の説明や連絡先が記載された子どもの権利ノートや、意見記載用紙を個別に配布をしているところでございます。また施設等に、児童福祉司や児童心理司が定期的に訪問し、子どもの声を聞き取る取組を行ってございます。

(2) 一時保護児童への取組でございます。こちら子ども権利、意見表明等の説明や対応が記載された入所のしおりや、意見記載用紙を個別に配布しているところでございます。児童福祉司、児童心理司、一時保護所の職員が、一時保護所等において、子どもの声を聞き取っております。また一時保護所内で、子どもの心理教育や意見表明機会を確保する定期的な取組を行っているところでございます。

加えまして、一時保護所に設置された意見箱に投函された意見や、第三者委員が一時保護所へ訪問し、定期的に聞き取った児童の声へ対応しているところでございます。

報告については以上になります。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

貴重な報告をありがとうございます。また、新規の受付件数を拝見いたしましても、昨



年、一昨年のデータと比べて、きちんと地域に密着した相談所として、本当に初期から機能してくださっているのだなということが伝わってまいります。

やはり児童相談所で引き受けていただける方々というのは、お一人お一人、数字にはあらわれないような大変な状況があると思いますので、これだけの事例を担当いただけていることは、ありがたいと同時に、ものすごくご負担なのではないかなと思っておりまして、所員の皆様、どうぞご無理のないように、必要な支援者支援ということもお考えいただきながら、よりよい支援を進めていただけると、本当にありがたいなと思っております。

あと、権利擁護ですとか、そういったこともしてくださって、ありがたいなと思いますし、もう一つ、これも全て感想で恐縮なのですが、新規入所における身柄付通告件数の割合ですとか、平均保護日数を拝見いたしますと、恐らく地域密着で迅速にいろいろなことをご対応いただいているのかなと拝察いたしますし、そういった地域密着だからこその支援というのを、今後もぜひご尽力いただければと思います。

もし、何か地域でという、中野区にできたことでの変化とか、意義のようなことで、お気づきのことがあれば、お伺いできればと思います。

以上です。

児童相談所副所長

区の児童相談所ということで、さっきご指摘いただいたように、地域に密着した活動ができていくということで、運営してみて、大変意義深いことだと実感しているところです。

特に、迅速に一貫した機関が、判断ができるというところが大きいかと思っておりまして、一時保護を適切な時期にきちっと行えるというところで、保護者との向き合いが早期に開始できるといったところがございます。

また、地域と密着しているという部分につきましては、もちろんサービスの調整などもあるのですが、学校との連携といった意味において、基本的には中野区内の学校に通われているお子さんが多いですので、直接に在籍校と連絡ができたりだとか、登校支援に結びつけられるというのは、これまでの県が持っているような一時保護所では、なかなか到達が難しかったことが実現できていると感じております。

伊藤委員

貴重なご意見をありがとうございます。特に最後にお話しされた学校との連携につきましては、やはり学齢期の子どもたちにとって、生活の起きている時間の、すごく長い時間を過ごす。また友達との交流も含めて、大きな学びと成長の場が学校ですので、そうした学校

とのつながりということは、子どもたちにとって大きな意味がございますので、そういった学校との連携がしやすくなったということは、とてもありがたいことですし、これからもぜひ継続していただければと思います。

以上です。

岡本委員

ご報告ありがとうございました。私も学校との連携でお伺いしたいのですが、お伺いして、お答えいただけるかどうか分からないことなのですが、学校や先生から、これは虐待ではないかという相談や通告といった案件があったのかどうか。そこについて教えてくださいませんか。

児童相談所副所長

関係機関からの通告というのは、もちろん所属からも出てきておりますので、学校ですとか保育園ですとか幼稚園ですとか、そこからの通告も一般的に受けているところでございます。

岡本委員

先生方にとっても、通告の義務があったかと思えます。そういう情報、もちろん先生方にお伝えはいただいていると思うのですが、この児童相談所は、できたということも含めて、先生方に改めての周知と、虐待案件ではないかというときの関係機関との連携について、今後も深めていただければと思います。

以上です。

田中委員

報告ありがとうございました。長い準備期間を経て、この4月にオープンして、いろいろ大変なこともあったと思えますけれども、今報告を伺っていて、本当にきめ細かい支援が行われるようになったのかなと思って、本当に中野区の困り事を抱えている子どもたちにとってはいいことだなと感じました。

教えていただきたいのですが、児童相談所を開設したことによって、受付件数、まだ4カ月ですので、この下の表となかなか比較しにくいのですが、現場として、相談とか受付件数が増えているなというイメージがあるのかどうかというのと、今までなかった場所から相談があったとか、そういったことがあるのか、教えていただければと思います。

児童相談所副所長

件数についてでございますけれども、児童相談所ができたから、すごく件数が増えてい

るというようなことには、現段階ではなってございません。ただ、減ってもございませんので、これまでの傾向が引き続いているというような状況でございます。

また、これまで通告がなかったようなところから、新たにということも、今のところ多く出てきているということはございませんが、ただ、まだ半年程度になりますので、そうした傾向等については、きちっと分析してまいりたいと思います。

田中委員

多分、これからもっとこの児童相談所の存在が周知されていくと、そういったこともあるのかと思うので、また、そういった一般の方への周知なんかも、いろいろ考えていらっしゃるでしょうけれども、ぜひ進めていただければと思います。

よろしくをお願いします。

村杉委員

貴重なご報告ありがとうございました。今までは区をまたいで、杉並の児童相談所にお世話になっていましたので、この4月から中野区で対応していただけるということで、私たちが本当に安心しております。

私も実際に愛の手帳のことで、月に1回程度伺っておりますが、本当にひっきりなしに電話は鳴りますし、職員の方々が立ち歩いて、いろんな対応に追われていらっしゃいますので、伊藤委員がおっしゃいましたが、重い事例を抱える職員の方もいらっしゃいますので、ぜひ職員の方のメンタルヘルスのケアをしっかりといただいて、これからうまく機能していただければと思います。

一つ質問させていただきたいのですが、学校に登校する子どもたちには、補助の方がついて行かれるような体制にはなっているのでしょうか。その子どもたちが、例えば複数人いる場合に、やっぱり2人、3人いる場合には、それぞれの学校について行けるような、送り迎えができるような体制に、今はなっているのでしょうか。お伺いします。

児童相談所副所長

登校支援につきましては、登校支援の生活支援員というのをつけております。配置としては、朝晩の送り迎えの時間帯に、男女1名ずつ配置をしております。その範囲の中で、支援をしているという状況です。また高校生等につきましては、区外に通っているお子さんが多いですので、安全確保できる状況の中で、お1人で通学するというのもしております。

今のところ、重複して登校支援ができないという状況はございませんけれども、これか

らいろいろなことに慣れてきて、登校がたくさんできるようになるという状況があれば、また配置等については、考えてまいりたいと思っております。

入野教育長

他にご発言ございますでしょうか。

私のほうからお聞きしたいのですが、児童相談所と子ども・若者支援センター、みらいステップなかのなかの中に教育相談室もございますし、児童相談所関係の施設もあるのですが、その辺の連携については、この半年でどのぐらい進んでいるのでしょうか。

児童相談所副所長

同じフロアにありますので、日常的に職員がケースのことについて、教育相談にかかる相談員の方々と連携をとる姿というのが、本当に机の辻々でよく起こっているということではございます。

また相談の窓口は、総合相談の窓口も、子ども・若者相談課長が担当しているところですが、ございまして、そこで受け付けたものの中で、児童相談所が扱うものについては、児童相談所が対応したりですとか、また教育相談で扱っていただく内容については、教育相談につないだりということが、少しずつできてきているという状況でございます。

指導室長

教育センターの職員の方々からも、同じ6階のフロアでお仕事ができているということで、日常的な情報共有というのは、非常にしやすくなったということで、この4月からは、何かあったら迅速に子どもたちの状況ですとか、そのお子さんの家庭環境などについても、話がぱっとできるというのは、支援がしやすくなったと報告が上がってきていますので、今後もそういった連携を深めていけたらと考えております。

入野教育長

ぜひ、これからいろんなケースも出てくると思いますので、その都度その都度、適切な対応ができるようなものに変えていっていただけるとありがたいなと思っております。私が出るのも変なのですが、すみません。

ほかにご発言ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

ここで児童相談所副所長は、ご退席いただいて結構でございます。ありがとうございます。

(児童相談所副所長 退席)

入野教育長

それでは、次に事務局報告の2番目、「児童虐待防止推進月間の取組みについて」の報告をお願いいたします。

子ども・若者相談課長

それでは、私からは児童虐待防止推進月間の取組につきまして、資料に沿ってご報告申し上げます。

来月11月は、児童虐待防止推進月間でございます。虐待防止推進月間に合わせまして、区では啓発事業等を行ってまいります。

初めに、オレンジリボンの着用でございます。児童虐待防止のシンボルでありますオレンジリボンにつきまして、公共職員、区職員等の着用を推進してまいります。

続きまして、駅前オレンジリボンキャンペーンでございます。令和4年11月16日の16時から、区長、教育長、区職員等による啓発グッズの配布を行う予定でございます。

資料3、4でございますけれども、本年度厚生労働省が決定した標語は、「もしかして？ ためらわないで！189（いちはやく）」となっております。学校・保育園等で標語入りポスターを配布するとともに、おたより等への掲載を推進してまいります。

また資料5にありますとおり、区役所ベランダに横断幕を掲示いたします。

最後に、里親月間関連イベントでございます。東京都は10月・11月を里親月間としていることから、養育家庭体験発表会及びフォスター展を実施いたします。日時・場所・内容につきましては、資料をごらんください。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

田中委員

月間に合わせたいろんな計画をご苦労さまです。これを見ると、一般の人向けの、2番の関連グッズの配布ということになっていきますけれども、最近こういった児童虐待に対する標語にもあるとおり、「もしかして」とか「ためらわないで通告しよう」というのが、大分広がっていると思うのですね。特に、やっぱり教育関係に関わっている方たちは、もうほとんど常識として理解していると思うのですが、一般の街の方々に、そういうのに触れる機会の少ない方も多いと思うので、こういった情報って、いろんな情報が集まって形になっていくのだという、一つ通報したからどうこうではないということを、一般の方にも

広く知ってもらおうということも含めて、またぜひ考えていただけると、月間以降でも構わないので、そんなことも考えていただけたらと思います。

お願いします。

子ども・若者相談課長

こちらの児童虐待防止推進月間の取組につきましては、例年、中野区広報にも掲載をしているところでございます。

また今回、先ほどお話にありました駅前キャンペーンでございますけれども、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響等ございまして、2年ほど中止しておりましたけれども、本年度は実施したいということで予定をしております。

その前には、帝京平成大学さんにご協力いただいたりとか、いろんな形でご協力いただいて、様々な形で啓発を行ってまいりましたので、児童相談所も開設いたしましたし、今後関係機関の皆様とどういった形で協力して啓発活動ができるのか、検討してまいりたいと考えてございます。

岡本委員

今のお話に関連してなのですけれども、私も保護者として、やっぱり当事者の1人として、ちゃんと考えたいと思うのですけれども、例えばPTA会長さんにもオレンジリボンを配って、学校に行くときにつけてもらうとか、それだけでも保護者にもそういう意識が広まるのかなと、ふと思いつきレベルなのですけれども、考えました。

もしも余っていたら、教育委員もオレンジリボンをつけてもいいのかなとも思ったりしましたので、そこもご検討いただければと思います。

以上です。

子ども・若者相談課長

オレンジリボンにつきましては、本年度の計画はもうございますので、PTAの会長様にお配りできるかどうかにつきましては、改めて検討させていただければと思います。

教育委員の皆様には、お配りできるかと思っておりますので、準備ができ次第、事務局を通じてお配りさせていただきますので、着用のほうよろしく申し上げます。

ご提案ありがとうございました。

入野教育長

昨日、校長会でお話がありましたが、学校はつけるのでしたでしょうか。

子ども・若者相談課長

こちらの1番にありますとおり、学校教職員ということで、学校のほうには、こちらから先生の分をお配りして、できるだけ着用していただくということで、毎年お願いしているところでございます。

伊藤委員

虐待も里親もとても大事だと思いますので、皆さんおっしゃっていたように、例えば育児をされている方へのメール配信なども、中野区はされていると思いますので、そういった、今年でなくても大丈夫なのですけれども、またそういう積極的に育児をされているお母様方にも、こういう取組が、相談窓口とともにお知らせいただけたりとか、あと里親ということについても流していただけるといいのではないかなと思いました。

恐らく学校でも、児童・生徒たちが虐待や里親について、何か発表したりなどのイベントも行われるのではないかなと思うのですけれども、より広くいろいろな方に興味を持っていただくように取り組んでいただければと思います。

よろしく願いいたします。

子ども・若者相談課長

お話いただきました里親につきましては、今中野区内では、十数家庭に登録しているところがございます。

児童相談所開設後に、まだ少しずつではございますけれども、登録していただく方もちょっとずつ出てきているところございまして、今後皆様にも、里親がまずどういったものか。そして、またどういった形であれば、里親になっていただけたとか、里親のあり方も、例えば一時的にお子さんをお預かりするとか、様々な形がありますので、そういったことにつきましては、今後様々な形で、皆様に周知していきたいと考えてございます。

伊藤委員

あと一つ申し忘れてしまったのですが、せっかく中野区に児童相談所できましたので、されるかもしれませんけれども、児童虐待防止ということと同時に、中野区に児童相談所ができましたということも、何か一言わかるように、もしできればしていただけたら、普段関心のない方も、「ああ、中野区にできたのだな」とわかっていただけてよいかなと思いました。

また機会を見て、ご検討いただければと思います。

子ども・若者相談課長

ご提案のほうありがとうございます。配布物につきましては、準備進めているところで

ございますけれども、今後もこういった取組を行ってまいりますので、また検討させていただければと思います。

村杉委員

丁寧な取組ありがとうございます。一つ、二つ伺いたいのですが、このグッズの配布というのは、具体的にグッズというのは、どんなものを考えて配られるご予定ですか。

子ども・若者相談課長

グッズでございますけれども、まずはチラシということで、こちらの標語ですとか、あとは通告先ですね。児童相談所の電話番号ですとか住所とか、そういったものを掲載したものを、まずチラシとして中に入れて、本年度はボールペンと、あとウェットティッシュをセットにしたものをお配りしたいと考えてございます。

また併せて、里親に関するものも啓発グッズをお配りしたいと考えてございますけれども、こちら委託先と今調整中でございますので、グッズにつきましては具体的なものを、何か里親について広報できるものということで、今検討中でございます。

村杉委員

あと、里親の体験発表会なのですが、本当、私も伺いたいところなのですが、どうしても日程的に難しく、もし後から簡単に内容を教えていただければ、教育委員のほかの方々にも教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

子ども・若者相談課長

ご要望ありがとうございます。ご報告につきましては、具体的な方法を含めて、持ち帰って検討のほうさせていただければと思います。

伊藤委員

私も村杉委員のご意見に賛成なのですが、今回難しいかもしれませんが、今後は中野のテレビとか、あとオンデマンドで見られるように、ホームページから見られますとすると、ちょうどいろいろなICTが整ってまいりましたので、以前にはないような方法も可能なのかなと思いますので、また積極的にお考えいただければと思います。

よろしく願いいたします。

子ども・若者相談課長

ご提案ありがとうございます。ご指摘のとおり、今ウェブ会議とか、そういったものが非常に普及しているところがございますので、来年度以降につきましては、また改めて検討のほうさせていただければと思います。



ありがとうございました。

入野教育長

よろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

ここで子ども・若者相談課長はご退席になります。ありがとうございました。

(子ども・若者相談課長 退席)

入野教育長

それでは最後に、事務局から次回の開催についてご報告願います。

子ども・教育政策課長

次回の教育委員会は、10月28日金曜日10時から、令和小学校1階れいわルームにおきまして、「道徳教育・道徳授業について」をテーマに、地域での教育委員会として実施いたします。

なお、来週21日金曜日は、教育事務の点検評価の外部評価委員との意見交換会を実施するため、休会としてございます。

以上でございます。

入野教育長

それでは以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第31回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午前10時35分閉会